

配食サービス事業における弁当調理・搬入等業務委託業者選定実食審査 実施要領

1. 委託業務名

配食サービス事業における弁当調理・搬入等業務(以下「本業務」という。)

2. 業務の目的

那珂川市が定めた配食サービス事業実施要綱に基づく配食サービス調理業務を適正かつ円滑に実施することで、高齢者等の健康と自立した生活の向上を図り、もって高齢者等の福祉の向上に資することを目的とする。

3. 委託業務期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

4. 委託業務内容

(1) 昼食・夕食の献立及び調理、指定容器への盛り付け、並びに配達に関すること。

①管理栄養士の監修による高齢者等が食べやすい工夫と栄養バランスのとれた献立とすること。

②高齢者等が食すための、栄養計算(塩分、カロリー、タンパク質)がされたものとする。

③利用者に提供する献立表を作成すること。

④昼食及び夕食の弁当をそれぞれ指定した時間に搬入すること。

⑤各食とも年始(1月1日～1月3日)を除き、対応できること。

⑥安心、安全な食材の使用を行うこと。

⑦その他、必要に応じ協議できること。

(2) 食器具の洗浄、消毒に関すること。

(3) 那珂川市社会福祉協議会への弁当配送に関すること。

①納品場所

那珂川市西隈1丁目1番2号

社会福祉法人 那珂川市社会福祉協議会(那珂川市福祉センター内)

(4) 本会が運営する通所介護事業所に関する食事等の提供を併せてできること。

(5) 前各号に付帯するその他必要な業務に関すること。

5. スケジュール

(1) 募集開始	令和4年 1月14日 (金)
(2) 参加申請書等の提出期限	令和4年 1月28日 (金)
(3) 実食審査	令和4年 2月 2日 (水)
(4) 審査結果通知	令和4年 2月 7日 (月)
(5) 契約内容確認、契約書作成	令和4年 2月15日 (金) 以降
(6) 業務開始	令和4年 4月 1日 (金)

※ (3) ～ (5) については、応募状況や選考経過等により変更となる場合がある。

- ※ ・参加者が2社以上となった場合は、複数日で実食審査を行う。
- ・実食審査の日時等については、実食審査参加対象事業者へ個別に連絡を行う。

6. 募集における応募、審査等の手順

- (1) 関係書類及び様式は、本会ホームページにて掲載。参加事業者はダウンロードし、入手すること。
- (2) 本実施要領に記載している内容に質疑がある場合には、本会に問合せすること。

7. 参加申請書等の提出

下記の提出書類を期日までに提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申請書【様式第1号】
- ②会社案内及び事業概要 ※任意様式
- ③提案見積書（1食あたりの単価を記載すること）【様式第2号】
- ④暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式第3号】
- ⑤納税証明書 ※コピー可

(2) 提出部数

正本1部を提出すること

(3) 提出期限

令和4年1月28日 (金) 17時必着

(4) 提出方法

持参、又は郵送により提出すること。

- ・持参の場合は、事前に本会へ電話連絡（土、日、祝日を除く。）を行うこと。
- ・郵送の場合は、封筒表面に「配食サービス事業における弁当調理・搬入等業務委託業者選定実食審査参加申請書等 在中」と記載し、書留郵便にて行うこと。

(5) 提出先

「12. 問い合わせ先」参照

8. 参加辞退

参加申請書の提出後に参加手続きを辞退する場合は、辞退届【様式第4号】を
本会まで持参、又は郵送にて提出すること。

9. 審査に関する事項

(1) 実食審査

審査は、参加者が準備した弁当の実食及び質疑応答を実施し、審査項目【別紙】
ごとに評価点を算出する。審査員全員の合計点をその事業者の評価点（得点）と
する。最終審査の結果、得点数が最も高い者を受託候補者に選定するものとする。

(2) 審査日

令和4年2月2日（水）

ただし、参加者が2社以上となった場合は、複数日で実食審査を行い、その日
時等については、実食審査参加対象事業者へ個別に連絡を行う。

(3) 審査会場

那珂川市福祉センター（那珂川市西隈1丁目1番2号）

(4) 実施方法

配食サービスで提供できる弁当を審査員分準備する。

(5) 選定方法

本会が定める審査基準に基づき、評価点の合計が最も高い者を受託候補者とし
て選定する。上位の者が辞退、又は失格となった場合は、得点が高い者から順に
候補者とする。

なお、同審査により得点の合計が同点の場合は、審査員の協議により選定する。

(6) 実食審査結果通知

実食審査実施後、審査対象者に対し、審査結果を書面にて通知する。

10. 実食審査に関する留意事項

(1) 本実食審査に係る一切の費用は参加者の負担とする。

(2) 提出後の書類の差し替え、修正、追加等は認めない（提出期限内の場合を除
く。）。また、理由の如何を問わず、提出された書類は返却しない。

(3) 本実食審査は、受託候補者の特定を目的として行うものであり、必ずしも提
案どおりの業務内容を確認するものではない。

(4) 本実食審査にて知り得た情報は、本実食審査以外の目的での使用を固く禁止
する。

1 1. その他

- (1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ①提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ②提出書類に虚偽の記載がある場合
 - ③著しく信義に反する行為を起こした場合
 - ④その他、本実施要領に違反した場合
- (2) 実食審査の結果は、ホームページ等によって公表される場合がある。
- (3) 審査等は非公開とし、会議内容についても公表しない。
- (4) 最終審査結果の公表については、受託候補者名、受託候補者の最終審査得点数とする。
- (5) 本業務により得られた成果物に係る著作権、所有権その他の権利は那珂川市社会福祉協議会に帰属する。
- (6) 参加者は、競争を制限する目的で、他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に弁当等作成しなければならない。
- (7) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、実食審査を公正に執行できないと認められるときは、当該参加者を実食審査に参加させず、又は実食審査の執行を延期、若しくは、取りやめることができる。
- (8) 電子メール等の通信事故については、那珂川市社会福祉協議会はいかなる責任も負わない。

1 2. 問い合わせ先

社会福祉法人 那珂川市社会福祉協議会
総務係 担当 今別府

〒811-1242

福岡県那珂川市西隈1丁目1番2号

TEL : 092-952-4565

FAX : 092-952-7321

電子メール : n-shakyo@dream.ocn.ne.jp

別紙

審査基準

業務名 配食サービス事業における弁当調理・搬入等業務

【実食審査 評価】

項目	評価視点	評定
1. 品目	●品目が充実しているか。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2
2. 味	●高齢者に配慮した味付けとなっている。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2
3. 見た目	●食欲がわく献立となっている。 ●食材の配列、彩りが良い。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2
4. バランス	●高齢者に配慮した栄養バランスとなっている。 ●高齢者に配慮した量となっている。 ●高齢者に配慮した硬さとなっている。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2
5. 見積り	●費用が安価であるか。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2
総合判定	(判定に関する特記事項)	合計点 ()
		【評定内訳】 5 特に優れている 4 優れている 3 普通 2 やや劣っている